

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第86条 乗車券類の表面には、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃又は料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) 企画券等

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第87条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項又は印刷する部分を記入式とした事項等については、適宜の方法によつて補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によつて、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ. 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ. 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式

(字模様の印刷)

第 88 条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次の字模様を印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方)

第 89 条 乗車券の有効区間は、発駅名と着駅名又は発駅名と旅客運賃の計算方に従って表示する。また、団体券及び貸切券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃、料金の割引等に関する表示)

第 90 条 旅客運賃、料金の割引等を行う乗車券類には、その証として関係券片の表面（第 5 号に規定する記号については裏面。）にゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし特に定める乗車券類又は第 5 号に規定する記号については、これと異なる表示方をするか、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃、料金を割引するもの

イ. 第 40 条の規定による被救護者割引

(a) 被救護者用

救

(b) 付添人用

添

ロ. 第 54 条の規定による臨時特殊割引

(a) 割引率の明らかなもの

2 割

5 割

(b) (a)以外のもの

割引

(2) 旅客運賃、料金を後払いとするもの

後払

(3) 再交付するもの

再

- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継 続

- (5) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

第	証	又は「証第	号」
号	号		

- (6) 片道券2枚を発行し、往復券に代用するもの

往	復
2日間有効	
発行駅名	

第2節 乗車券の様式

第1款 普通券の様式

(常備片道券の様式)

第91条 常備片道券の様式は、次のとおりとする。

(1) 手売り用

イ. 無記名式

表面

(発行駅)		4
	から	6
	460	0
	円区間(小児230円)	円
(近江鉄道)	発売日当日限り有効 小	区
		間

裏面

0	下車前途無効	0
0	発売日当日限り有効	0
0	(近江鉄道)	0

ロ. 記名式

表面

(近江八幡駅発行)		4	近
	近江八幡	6	江
	から	0	八
	460	円	幡
	円区間(小児230円)	区	か
(近江鉄道)	発売日当日限り有効 小	間	ら
			間

裏面

0	下車前途無効	0
0	発売日当日限り有効	0
0	(近江鉄道)	0

(2) 乗車券類販売機用

(近江鉄道)		小児 130円
20-4-1	彦根 →	250
	発売当日限り有効	円区間
	(社)彦根駅発行	下車前途無効
		0001 12:34

(裏面無地)

第 92 条 削除

第 93 条 削除

(常備往復券の様式)

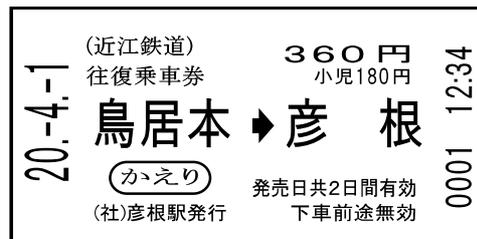
第 94 条 常備往復券の様式は、次のとおりとする。

乗車券類販売機用

イ. 往券



ロ. 復券



第2款 定期券の様式

(補充定期券の様式)

第95条 補充定期券の様式は、次のとおりとする。

表面

<p>甲</p> <p>近江鉄道 通勤定期 NO. 1234</p> <p>年 月 日から</p> <hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/> <p>年 月 日迄有効</p> <p>才 円</p> <p>年 月 日 駅発行</p>	<p>136</p>	<p>乙</p> <p>NO. 1234</p> <p>着 駅 名 _____ まで</p> <p>_____ まで</p> <p>運賃 _____ 円</p> <p>発行日 _____</p> <p>_____ 駅発行</p>
---	------------	--

裏面

<p>乙</p>		<p>甲</p> <p>御 案 内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乗降の際は、必ず係員にお見せください。 2 有効期間が切れたり不用になったりしたときは、必ずお返しく下さい。 3 次のような場合は、乗車券を回収され、同時に増運賃を支払わなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名・年齢・乗車区間、その他の事実を偽って購求したとき。 (2) 券面の記載事項をぬり直し又は改変して使用したとき。 (3) 記名人以外の者が使用したとき。 (4) 有効期間経過後のものを使用したとき。 (5) 列車又は自動車の指定してある場合指定以外の列車又は自動車に乗車したとき。 (6) その他不正乗車の手段として使用したとき。 4 送迎の際は、別に入場券をお求め下さい。
----------	--	--

(定期券発行機用定期券の様式)

第 96 条 定期券発行機用定期券の様式は、次のとおりとする。

甲

通学定期券	近江鉄道	No. 0123
ひこね芹川 — 多賀大社前		
継続 実習	4月 1日から 6ヶ月	
2020.09.30 まで		
10000-00000-000	オウミ タロウ 様	20才
2020.04.01 発行	近江鉄道本社	¥39,860

乙

通学定期券	近江鉄道	
ひこね芹川 — 多賀大社前		
継続 実習	4月 1日から 6ヶ月	
2020.09.30 まで		
10000-00000-000	オウミ タロウ 様	20才
2020.04.01 発行	近江鉄道本社	¥39,860

通勤定期券
(鉄道)

備考 甲片の裏面に所定の注意事項を印刷する。

第3款 回数券の様式

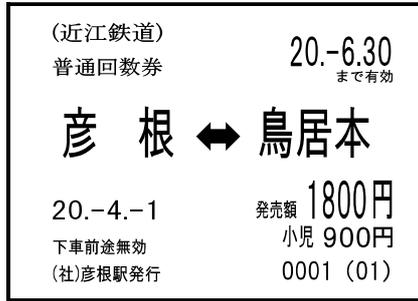
(常備普通回数券の様式)

第97条 常備普通回数券の様式は、次のとおりとする。

(1) 手売り用

表 面	裏 面
<p>OHMI 近江鉄道 普通回数乗車券 No. 0123</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>彦根駅発行</u></p> <p>◎改札前に切り離すと無効です。 ◎途中下車されると前途無効です。 ◎改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効です。 ◎払い戻しは、有効期間内の場合に限りです。</p> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日まで有効</p> <p style="text-align: center;">3,100 円</p> <p>彦根⇄多賀大社前 (11)</p>	<p style="text-align: center;">乗車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります。</p>
<p>彦根⇄多賀大社前 (10)</p>	<p style="text-align: center;">乗車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります。</p>
<p>彦根⇄多賀大社前 (9)</p>	<p style="text-align: center;">乗車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります。</p>
<p>彦根⇄多賀大社前 (8)</p>	<p style="text-align: center;">乗車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります。</p>
<p>彦根⇄多賀大社前 (1)</p>	<p style="text-align: center;">乗車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります。</p>

(2) 券売機用



(補充普通回数券の様式)

第 98 条 補充普通回数券の様式は、次のとおりとする。

表 面	裏 面			
<p>OHMI 近江鉄道 普通回数乗車券 No. 0123</p> <p>◎改札前に切り離すと無効です。 ◎途中下車されると前途無効です。 ◎改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効です。 ◎払い戻しは、有効期間内の場合に限りです。</p> <p>.....年.....月.....日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> <p>.....円 駅発行</p> <p style="text-align: center;">⇔ (最終券) (11)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔ (10)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔ (9)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔ (8)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔ (1)</p>	年	月	日	<p style="text-align: center;">車券についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります</p>
年	月	日		

第 4 款 団体券の様式

(団体券の様式)

第 99 条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(1) 手売り用

表 面

No.0123-45										
甲 運輸機関		近 江 鉄 道 ()								
団 体 乗 車 券 種類										
申 込 者 住 所 名 氏 名	殿		乗車 船 人 員	大 人	小 児	計	内無賃	貸切車両		
				人	人	人	人	定員	両数	
代 表 者 又 は 引 率 者 氏 名	殿		一 人 当 り 基 本 運 賃							
			旅 客 運 賃 打 切 区 間		大 人	小 児				
乗 車 日	列 車 番 号	乗 車 船 区 間		・	円	円				
⋮		・		・						
⋮		・		・						
⋮		・		・						
⋮		・		計						
⋮		・		一人当り割引旅客運賃	割 引 率	大 人	小 児			
					割	円	円			
輸 送 引 受 番 号	第 号		旅 客 運 賃 領 収 額							
記 事			年 月 日				駅発行			

裏 面

乗 車 人 員			乗 車 駅	降 車 駅
大 人	小 児	計		

(2) 発券機用

近江鉄道		団体乗車券			No.0000	
団体名	団体券見本					
代表者	オウミ タロウ					
団体種別	普通団体		片往	往復		
乗車人員	大人		小児		合計	
	15人		0人		15人	
乗車日	乗車駅			降車駅		
2020/04/01	彦根駅			八日市駅		

運賃計算欄	乗車人員	内無賃 扱い	1人当り 普通 運賃	割引率	1人当り 割引 運賃	団体運賃
大人	15	1	¥1,520	1割	¥1,368	¥19,150
小児	0	0	¥760		¥684	¥0
計	15	1				¥19,150

2020.04.01 発行

第 5 款 貸切券の様式

(貸切券の様式)

第 100 条 貸切券の様式は、前条に規定する団体券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第101条 特別補充券は、乗車券として発行するほか、払戻し、証明等の取扱いをした場合に、その証として発行する。

(特別補充券の様式)

第102条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

表 面

OHMI 近江鉄道				
事由		甲 冊 No. 0123-45		
		領 収 額 Amount Received		
		¥	千	円
原券月.....日から種別.....号.....円か.....まで 經由 (.....).....で			
	收受又は変更区間か.....まで 經由 (.....).....で			
人員	大人 Adult	小児 Child	学割	発売日共 Good For 日間 有効 Days
記事				
.....年.....月.....日				駅発行
(入鉄・途中下車印)				
⊕ ⊕ ~~~~~				

裏 面

(ご 案 内)

キロ程が片道 100 キロメートル以内の区間のものは途中下車されると前途は無効となります。

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第103条 乗車の目的で駅に入場し又は駅から出場しようとする場合旅客は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。ただし、駅員無配置駅ではこの限りでない。

2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときはいつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。その乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

【細則 第42条～第45条】

(乗車券類の引渡し)

第104条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失うか又は不要となった場合若しくはその乗車券類を使用する資格を失った場合は、その乗車券類を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通券の改札及び引渡し)

第105条 普通券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入検等を受け、また乗継ぎをする際にはこれを係員に呈示して改札を受けるものとする。ただし、入検省略の乗車券である場合及び駅員無配置駅から乗車する場合にあってはこの限りでない。

2 旅客は旅行を終了した際、その乗車券を係員に引渡すものとする。

【細則 第42条～第45条】

(定期券の改札及び引渡し)

第 106 条 定期券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期券を使用する旅客は、その乗車券の通用期間が満了した際及び継続して定期券を購入する際にこれを係員に引渡すものとする。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(回数券の改札及び引渡し)

第 107 条 回数券を使用する旅客は、旅行を開始する際にその乗車券を係員に呈示して入鋏又は押印を受け、旅行を終了した際にこれを係員に引渡すものとする。ただし、駅員無配置駅から改札を受けずに乗車する場合は、入鋏又は押印を省略するものとする。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(団体券及び貸切券の改札並びに引渡し)

第 108 条 団体券又は貸切券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び乗継ぎをする際に、これを係員に呈示するものとする。

2 前項の引率者は、全行程の旅行を終了した際にその所持する乗車券を係員に引渡すものとする。ただし、無人駅で下車するときに裏面に減員証明を受け、後日差額の払戻しを請求される場合は除く。

(整理券の引渡し)

第 109 条 駅員無配置駅から乗車した旅客及び係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車した旅客は、乗車の際取った整理券又は乗車駅証明書を、旅行終了の際に係員に引渡すものとする。